

なら消費者ねっとニュース

NO. 8



HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと 2018年3月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043 Email :

y.tsuji@naracoop.or.jp

適格消費者団体をめざして

今年度、奈良県から委託を受けた「消費者利益擁護支援事業」は、平成30年3月に奈良県に実施報告書を提出し、無事に完遂することができました。

この事業では、不特定多数の消費者の利益を擁護することを目的として、平成29年7月から平成30年3月までの9か月間で、4件をめどに、解決すべき消費者トラブル事案の発掘、検討、事業者等への申入れ、交渉、解決、実施報告書の作成・提出を行うことになっています。事業を受託する前は、適当な事案が4件もみつかるだろうか、事業者は交渉に応じてくるだろうか、交渉に応じてきたとしても数か月で解決に至るのは無理ではないだろうか等々の不安もありました。

しかし、本事業のために集まったメンバー（弁護士、消費生活相談員、学生、事務局、理事、会員等）がそれぞれの実力を発揮しながら一丸となって事業にあたることによって、短期間にもかかわらず、6件の事案で成果を得ることができました。

まだまだ未熟な当法人であるにもかかわらず、大きな成果を得ることができたことには以下の要因があったと考えています（順不同）。

- ① 奈良には、消費者問題に熱意のある有能な人材が豊富である。
- ② これまでの地道な活動によって、そのような人材と連携協働できる関係を築くことができていたので、力を結集することができた。
- ③ 奈良県から委託を受けた事業である。県民や事業者にとって行政の存在は大きい。
- ④ 奈良県消費者行政と日頃から連携していることによる信頼関係の存在
(全国でも唯一といえる初めての事業を行うにあつては何度も疑問点が発生し、その都度、行政から支援をいただきました。)
- ⑤ 奈良県からの委託料という財政面の裏付けにより、幅の広い充実した活動ができた。
(本事業の目的として適格消費者団体の育成をめざすことがありますが、やはり行政による消費者団体への支援は重要であることを実感しました。)
- ⑥ 全国の適格消費者団体をはじめとする先人達の努力によって、事業者への申入れ活動が社会に理解され浸透してきた。
- ⑦ 事業者の意識の変化（消費者の利益を軽視するような事業者は市場では生き残れない）
- ⑧ 当法人の存在や活動が少しずつ県民や事業者に知られ理解されてきた。

なにより、本事業によって、多くの方々と結びつきを強めることができ、消費者の利益につながる結果を実現できたことを喜んでおります。本事業に関わってくださった皆様には心より御礼申し上げます。適格消費者団体となることをめざして、この実績をもとにさらにステップアップしていきたいと思っております。

なお、本事業では、ほかにもウェブサイトの整備、消費者啓発グッズ（ふせん）や訪問勧誘お断りステッカーの製作などにも取り組みました。当法人の公式キャラクター「消費者太子」と「ならこ」もよくがんばってくれました。是非ご覧ください。



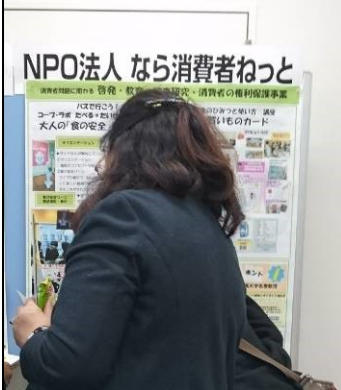
お断りステッカー



ふせん

平成 29 年度地方消費者フォーラム in おおさか

ほんまはどうなん？食品表示



1月29日（月）平成29年度地方消費者フォーラムinおおさか新大阪丸ビル別館で、消費者、消費者団体、行政、事業者等253人が参加し開催されました。

「壁新聞交流会」では16の団体から活動紹介があり、なら消費者ねっともこれまでの「食に関する活動」を報告し多くの団体と交流を持つ場となりました。

全体会では「ほんまはどうなん？食品表示」をテーマに、食品に書かれている表示について学習しました。

消費者庁審議官からご挨拶と消費者庁の取り組みについてお聞きした後、基調講演では群馬大学名誉教授 高橋久仁子氏より「なんか変？こんな表示～「表示」は消費者へのメッセージ、こんなところに気をつけて！」と題してご講演

いただきました。食品表示を読むさいに気をつけることや食品表示に期待することなどをお話いただきました。事業者の取り組み報告「うちの表示はこんなんです」では消費者志向宣言（注1）をした日本ハム株式会社（安全審査のの取り組み）と株式会社日清製粉グループ本社（表示モニタリングの取り組み）よりお話しいただきました。その後参加者がグループに分かれグループ討議を行い、それぞれの立場から、今日学んで気づいたことや感想、日頃の活動のことなど話し合い、新たな連携の場となりました。



注1)「消費者の視点」「健全な市場の担い手」「社会的責任の自覚」を重視した事業経営に努め、事業者として組織体制の整備や具体的な取り組みを進める

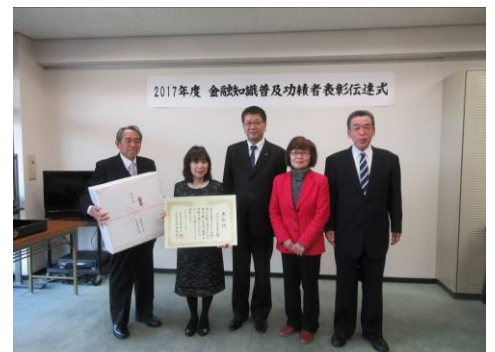
2017年金融知識普及功績者表彰を受賞されました！

会員団体である「**グループあんあん**」が、金融庁と日本銀行による「2017年度金融知識普及功績者」として表彰されました。この表彰は、金融及びその背景となる経済についての教育活動をより一層推進するため、国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対して、その功績を顕彰するもので、2017年度は、個人の部15名、団体の部2団体が表彰されました。奈良県ではこれが初めての受賞となります。

3月13日、伝達式が奈良県庁にて行われました。

くらし創造部長からグループの代表に金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名による表彰状等が授与されました。

伝達式終了後は、くらし創造部長とグループとの懇談を持ち、部長からは「ありがとう」の言葉、グループからは、「これからも行政からの情報が届きにくい地域へ出向いて行きたい」「みなさまの記憶に残るような楽しい講座をしたい」との抱負がありました。





奈良県内の消費生活相談窓口から

このコーナーでは、各地の消費生活相談窓口を身近に感じていただくために、奈良県内の消費生活相談窓口をご紹介します。今回は、奈良県桜井消費生活センターをご紹介します。

桜井市消費生活センター

平成29年4月に相談業務の充実を図るため、桜井市消費生活相談窓口から桜井市消費生活センターとして整備し、消費生活相談窓口の開設日を週3日から週5日に拡充するとともに、消費生活相談員を4人に増員して、シフト制で相談業務にあたっています。

センターでは、専門の相談員が悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け、アドバイスなど問題解決のお手伝いをしています。最近では、架空の契約やサービスの利用を口実に料金を請求する架空請求、健康食品などの定期購入に関するトラブル、お金を払ったが商品が送られてこないといった詐欺サイトの相談が増えています。契約に関する相談には、掲載情報や返品特約を確認し、信頼できる会社から買うよう助言をしています。

また、消費生活センターを市民の方に知っていただくために、出前講座による啓発、市内のイベントにおいて啓発物品の配布をしています。



相談日時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～午後4時（初回の受付は午後3時30分まで）
場所 桜井市役所2階 消費生活センター
TEL 0744-42-9111（内線263・264）

対象 市内在住・在勤の方（個人に限る）

* 予約不要、電話及び来所にて相談受付

☆消費者啓発☆

● 出前講座の実施

市内在住、在勤、在学の方を対象にした出前講座を行っています。自治会や社会福祉協議会など各種団体から依頼があれば、消費生活相談員が出向き、身近な消費者トラブルの事例を紹介し、トラブルの予防や対策について情報をお伝えしています。

● パネル展の開催

毎年5月の消費者月間では、市役所1階ロビーにてパネル展示を開催し、啓発チラシや物品を配布しています。

● こんな相談ありました！

国民生活センターのHPで提供されている「見守り情報」を、相談事例紹介・啓発として桜井市のHPに掲載しています。



その②

もったいない! ~ 食品ロス ~

食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来は食べられる状態であるにもかかわらず食品が廃棄されることです。まだ食べられるのに捨てられている食べ物は、日本では年間約 632 万トン（毎日 1 人あたりお茶碗 1 杯分のご飯を捨てている）にもなります。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（平成 26 年で年間約 320 万トン）を大きく上回る量です。食品には、消費者の手元に届くまでに肥料・飼料の製造、生産に要する労働力、加工・包装・運搬等のエネルギーが掛けられています。



食品ロスの原因

食品メーカーや卸、小売店では、いわゆる 3 分の 1 ルールなどでメーカーなどに返品される食品や欠品を避けるために保有し期限を超えた在庫。レストランなどの飲食店での客が残した料理（特に野菜や穀類）家庭でも食べ残し、手付かずのまま捨てられる食品（家庭から出される生ごみの中には手付かずの食品が 2 割もあり、その 4 分の 1 は賞味期限前にも関わらず捨てられている）

「賞味期限」を正しく理解する

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の 2 種類があります。いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、賞味期限は、「おいしく食べることができる期限」です。賞味期限は、過ぎててもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。

消費期限と賞味期限のイメージ

品質

劣化が比較的遅いもの (日持ちする食品)

おいしく食べることができる期限

まだ食べられる

劣化が早いもの (傷みやすい食品)

過ぎたら食べない方がよい期限

消費期限

賞味期限

製造日からの日数

通常、消費期限及び賞味期限は「年月日」を表示しますが、賞味期限を表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

買い物は必要に応じて

必要な食品を、必要な時に、必要な量だけ購入しましょう。例えば、買い物に出掛ける前には、冷蔵庫の中をチェックしてみましょう!

調理で作りすぎない/余ったら作り替える

もし、食べ切れなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくは下記URLへ料理レシピサイト「消費者庁のキッチン(公式ページ)」

<http://cookpad.com/kitchen/10421939>

今日から実践! 食品ロス削減 宴会編

※食品ロスの定義 - まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。

宴会の食べ残し量は、ランチ・定食の 5 倍!
(平成27年度調査結果※食品ロス削減推進)

食べ残しを減らすため、「食べ切りミッション」を始めよう。

参加者の好みや食べ切れる量をチェック
▶ 店やメニュー選びに活用する
食べ切れる量のメニューをチョイス
▶ ハーフサイズ、少量コースなど、ちょうど良い料理の量を選ぶ

コース料理提供時の例：キーワードは **30・10**

味わいタイム
▶ 乾杯後 30 分間は料理を楽しむ
▶ 料理はできたてを味わう

楽しみタイム
▶ 全員で話題を深める
▶ 料理のことも忘れない

食べ切りタイム
▶ お開きの 10 分間はもう一度料理を楽しむ
▶ 幹事は「食べ切り」を呼び掛ける
▶ 大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする

おいしい料理とお店に感謝した後、食べ切った仲間とハイタッチ

ミッション 完了!

食品関連事業者も、過剰在庫や返品等によって発生する食品ロスの削減に向けて動き出しています。消費者の皆様も、食品ロスの削減に向けてご協力をお願いします。

消費者庁パンフレット抜粋



インフォメーション

あなたの情報をおまちしています。あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報（不当契約・不当勧誘など）を受け付けています。trouble@narasn.org までお知らせください。（個別のご相談は消費生活センターへお問い合わせください。）

奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○平成 30 年 2 月
特殊詐欺の被害件数 17 件
○平成 30 年 1 月～2 月末までの発生状況
発生件数 18 件
被害額 約 6430 万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

消費者トラブルで困ったら

消費者ホットライン
局番なし 188 番

イヤヤ! 泣き入り!

編集後記